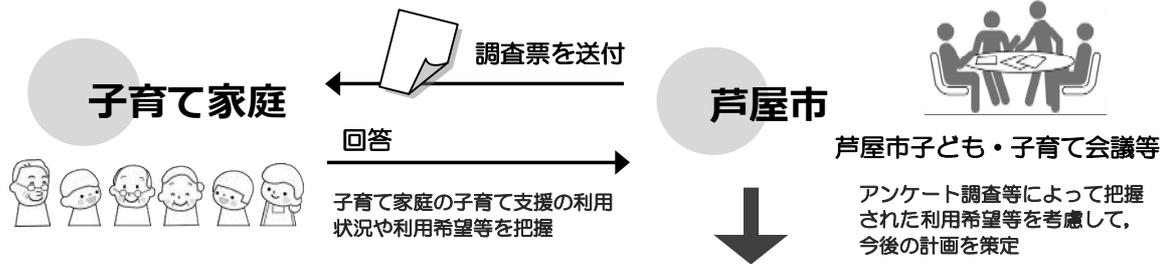


いただいた回答は芦屋市の子育て支援の充実に生かしていきます



計画に基づいて子育て支援を充実



**第2期
子育て未来応援プラン「あしや」
(5か年計画)**

子育て世帯の利用希望等への支援の充実に計画



(参考) 第1期計画イメージ

【用語解説等】

芦屋市子育て未来応援プラン

検索



	用語	解説等	利用料金
あ 行	預かり保育	幼稚園または認定こども園（幼稚園部）で実施されている、通常の就園時間を延長して預かる事業	各実施主体で、それぞれ料金設定が異なります。
	一時預かり	保護者の方が週3日だけ働いたり、病気などで入院したりして家庭で保育が困難になった就学前の児童を保育所（園）等で預かる事業	日額 2,000円 （うち500円は飲食物費）
か 行	家庭的保育事業	保育者の家庭等で5人以下の子どもを保育する事業（市町村が認可）	後掲「保育認定の保育料」参照
	企業主導型施設	企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、仕事と子育てとの両立に資することを目的とする事業（認可外保育施設に分類される）	各実施主体で、それぞれ料金設定が異なります。
さ 行	事業所内保育事業	会社の保育施設等で、従業員の子どもと地域の子どもに対し一緒に保育を実施する事業（市町村が認可）	後掲「保育認定の保育料」参照
	障がい児支援施設	指導と訓練、その他集団適応など必要な支援を受けたり、心身の発達に支援を要する児童が、通所により放課後を過ごしたりする施設	利用したサービスの費用の1割を負担（月額の上限があります。）
	小規模保育事業	保育所（園）より少人数（19人以下）の単位で0～2歳の子どもを保育する事業（市町村が認可）	後掲「保育認定の保育料」参照
な 行	認可外保育施設	都道府県知事等の認可を受けていないが、保育所と同様の業務を目的とする施設	各実施主体で、それぞれ料金設定が異なります。
	認可保育所	就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	後掲「保育認定の保育料」を参照
	認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設	後掲「教育認定の保育料」または「保育認定の保育料」を参照
は 行	病児・病後児保育	病気やけがにより、保育所等で他の児童との集団生活が困難な児童を一時的に預かる事業	1人日額 2,000円
	ファミリー・サポート・センター	地域において育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織	平日 7時～19時 最初の1時間まで800円
	ベビーシッター	保育者が子どもの家庭で保育する事業	各実施主体で、それぞれ料金設定が異なります。
や 行	幼稚園	その後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、健やかな成長のために適当な環境の中で心と体の成長を助長する施設	後掲「教育認定の保育料」参照

※ 事業・サービス・利用料金は、年齢・条件・実施主体によって違うものがありますので、あくまで目安として参照してください。また、記載内容は調査実施時点のもので、今後変更になる可能性があります。

【教育認定の保育料（幼稚園，認定こども園（幼稚園部））】

階層区分		保育料（月額）※1	
A	生活保護世帯等※2	0円	
B	市町村民税所得割非課税世帯（ひとり親世帯等※3）	0円	
	市町村民税所得割非課税世帯	2,000円	
C1	市町村民税 所得割の額	77,100円以下（ひとり親世帯等※3）	3,000円
		77,100円以下	6,500円
C2	77,101円以上	10,000円	
C3	211,201円以上	12,000円	
C4	301,001円以上	15,000円	

※1 多子世帯の保育料については，別途軽減措置があります。

※2 「生活保護世帯等」とは，生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等に係る支援給付受給世帯をいいます。

※3 「ひとり親世帯等」とは，母子世帯若しくは父子世帯，障がい者若しくは障がい児と生計を一にする世帯，生活保護基準に準じた生活に困窮していると認められる世帯をいいます。

【保育認定の保育料

（認可保育所，認定こども園（保育所部），小規模保育事業，家庭的保育事業，事業所内保育事業）】

階層区分		保育料(月額)※1				
		満3歳以上※4		満3歳未満※4		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護世帯等※2	0円	0円	0円	0円	
B	市町村民税所得割 非課税世帯	ひとり親世帯等※3	0円	0円	0円	
		ひとり親世帯等以外の世帯	5,000円	4,900円	5,500円	5,400円
C1	48,600円未満	ひとり親世帯等※3	4,500円	4,400円	4,750円	4,650円
		ひとり親世帯等以外の世帯	9,000円	8,800円	9,500円	9,300円
C2	48,600円以上 67,500円未満	ひとり親世帯等※3	6,000円	5,800円	7,500円	7,350円
		ひとり親世帯等以外の世帯	13,500円	13,200円	15,000円	14,700円
C3	67,500円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等※3	6,000円	5,800円	9,000円	8,800円
		ひとり親世帯等以外の世帯	22,000円	21,600円	25,500円	25,000円
C4	77,101円以上 97,000円未満	22,000円	21,600円	25,500円	25,000円	
C5	97,000円以上 125,500円未満	28,000円	27,500円	35,500円	34,800円	
C6	125,500円以上 169,000円未満	30,000円	29,400円	43,500円	42,700円	
C7	169,000円以上 251,000円未満	32,500円	31,900円	54,500円	53,500円	
C8	251,000円以上 301,000円未満	34,000円	33,400円	60,000円	58,900円	
C9	301,000円以上 397,000円未満	37,000円	36,300円	71,000円	69,700円	
C9	397,000円以上	41,000円	40,300円	89,000円	87,400円	

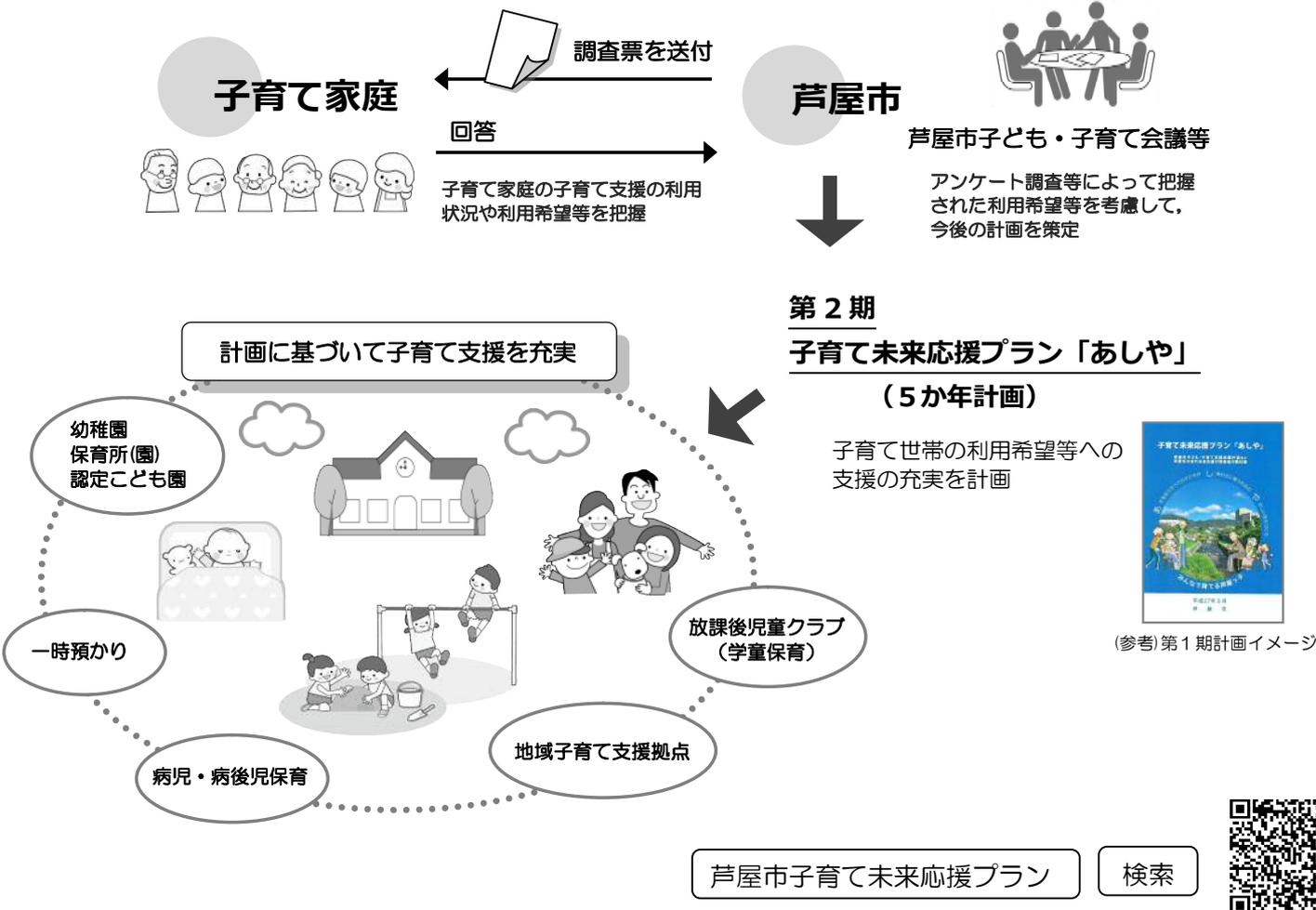
※1 多子世帯の保育料については，別途軽減措置があります。

※2 「生活保護世帯等」とは，生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等に係る支援給付受給世帯をいいます。

※3 「ひとり親世帯等」とは，母子世帯若しくは父子世帯，障がい者若しくは障がい児と生計を一にする世帯，生活保護基準に準じた生活に困窮していると認められる世帯をいいます。

※4 年度途中で満3歳になられた場合でも，その年度内は，引き続き満3歳未満の保育料が適用されます。

いただいた回答は芦屋市の子育て支援の充実に生かしていきます



【用語解説等】

	用語	解説等	利用料金
さ行	障がい児支援施設	指導と訓練、その他集団適応など必要な支援を受けたり、心身の発達に支援を要する児童が、通所により放課後を過ごしたりする施設	利用したサービスの費用の1割を負担(月額の上限があります。)
な行	認可外保育施設	都道府県知事等の認可を受けていないが、保育所と同様の業務を目的とする施設	各実施主体で、それぞれ料金設定が異なります。
は行	病児・病後児保育	病気やけがにより、保育所等で他の児童との集団生活が困難な児童を一時的に預かる事業	1人日額 2,000円
	ファミリー・サポート・センター	地域において育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織	平日 7時~19時 最初の1時間まで800円
	ベビーシッター	保育者が子どもの家庭で保育する事業	各実施主体で、それぞれ料金設定が異なります。

※ 事業・サービス・利用料金は、年齢・条件・実施主体によって違うものがありますので、あくまで目安として参照してください。また、記載内容は調査実施時点のもので、今後変更になる可能性があります。